

食品に関するリスクコミュニケーションにおける事前意見・質問について

平成19年6月13日 松山会場

質問者	質問の内容	回答(厚生労働省・愛媛県・松山市)
消費者	輸入食品の安全性について現状を詳しくお聞かせ下さい。	厚生労働省では、輸入食品の安全確保対策として、全国の検疫所に334名の食品衛生監視員を配置し、食品等の輸入時の審査、検査等を実施しているところ。この食品衛生監視員については、これまでも順次増員を図っています。
消費者	食品等の輸入は特に安全な対策をお願いしたいです。消費者の気持ちになって輸入や検査をして欲しい。	また、残留農薬、動物用医薬品及び遺伝子組換え食品等の高度な分析業務を集中的に行う検査センターを横浜及び神戸検疫所に設置するとともに、検疫所の試験業務の一部を民間の検査機関へ委託できる体制を整備するなど、検査体制の充実・強化を図ってきたところ。昨年5月に施行された残留農薬等のポジティブリスト制度の施行を受けて、検疫所で行なう農薬等の検査項目を拡大するとともに、検査設備の拡充を行っています。
消費者	残留農薬の問題や使用が許可されていない薬品が見つかったり物議を醸すのは輸入物です。私達は先入観的に「他国物はコワイ！コスト高でも国産物」と考えます。また、最近は生産者の顔がみえる、息づかいが聞ける品物に目が向いています。	さらに、食品衛生法に基づく輸入食品監視指導計画を毎年度策定し、これに基づき重点的、効果的、効率的な検査の実施を図るとともに、輸入者への指導の充実強化等を行っています。このほか、輸出国政府との二国間協議等により、我が国の残留基準等に違反する食品を輸出しないよう要請するとともに、輸出国における農薬等の適切な使用や残留管理の体制を構築するよう要請するなど、輸出国における衛生対策の推進を図っているところ。また、必要に応じ我が国の専門家による現地調査を行い、輸出国における食品安全体制の確認などを行なっています。これらの監視結果については、厚生労働省のホームページなどでも公表しています。(http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1y.html)
	アメリカのBSEや中国の農産物、薬品等に対する安全性が心配です。	また、国内に流通している輸入食品については、国内産品と同様に各都道府県等において監視指導計画を策定し監視指導を実施しており、違反食品を発見した際には厚生労働省と連携を図り、適切な違反品の措置や検疫所での水際検査の強化、輸出国での対策の要請を行っています。
	中国の土鍋から水銀が出るというニュースを聞き、直接食品ではないけれども心配です。又、中国からの食品は大丈夫でしょうか。	今後とも厚生労働省では、検疫所における検査設備の充実や検査項目の拡充等により輸入時検査体制の強化を図るとともに、輸出国における衛生対策の推進、輸入者への指導の強化を行っていくこととしています。
消費者	輸入食品の生鮮食品はあまり買わない。薬の被害を考えてしまう。	輸入時における輸入食品の検査については、前述のとおり、輸入食品監視指導計画に基づき、海外情報や検出事例に基づき、違反の蓋然性が高いと判断された食品については、検査命令(輸入時の検査に合格しなければ輸入・流通ができない検査制度)を実施し、輸入の都度検査を実施しています。
消費者	世界中からいろいろ入って来るようですが、今、特に中国から入って来る食品が多いと思いますが、食品に使われている添加物や野菜に使われている農薬などを厳しく規制するようにしてください、食するのは一般庶民です。安全な物を願います。	また、多種多様な輸入食品の衛生状態を把握する目的で、年間計画に基づくモニタリング検査を実施しており、食品群ごとに統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として無作為に検査を実施しています。
消費者	ポストハーベスト、残留農薬、及びフードマイレージのことを考えると、なるべく野菜類、果物類は、国産を選んでいきます。今日(5/21)も中国産食品の問題が新聞にのっていましたが、輸入時の検査に力を入れていただきたいと思っています。	なお、違反が確認された貨物については、廃棄、積戻し等の措置が取られるとともに、輸入者への指導や輸出国政府への安全対策の要請などの再発の防止に取り組んでいます。
消費者	輸入食品の安全性が最近不安です。公的な検査を厳しくしてほしい。	
食品等製造・加工業者	輸入食品に関しては通関時に色々な検査がされていると聞いていますが、具体的な検査内容、頻度等教えてくださいと思っています。	
消費者	国内では使用禁止の農薬を使った農産物が輸入されていたりすると聞きます。心配です。	
消費者	・生鮮食品でしいたけや果物(パイナップル・バナナ等)を安心して食べられるのか不安。 ・新聞やテレビで食品に含まれているもの(水銀とか)耳にすると本当に検査をし輸入されているのか疑ってしまう。 ・厚生省などの仕事は完璧に処理されているのか？食べることは第一と考えるのでよろしく。	
消費者	よく薬品が含まれていることが報じられていることが心配である。	
消費者	輸入食品を買うときは勇気がいる。風土も違うだろうし肥料や農薬も違うであろうと考える。送られてきているのに、しいたけなど新鮮そのもので店頭に並んでいる。何を使ってこの新鮮さを表現しているのか疑ってしまう。それに国内のものよりやすいのはなぜなのか？	
消費者	冷凍食品の中身は中国生産の野菜が多いと聞く。その衛生状態に疑問がある。本当に安全で長期間食べても良いものでしょうか。	
消費者	・食品の輸入が近年増えていると感じています。反面中国のものなど有害なものを含んでいると良く耳にします。検査はどのようになされているのでしょうか。 ・もともと化学肥料を使うことが間違っているとかの意見も耳にします。農業国フランスなどの現状はどのようなのでしょうか。	

質問者	質問の内容	回答(厚生労働省・愛媛県・松山市)
消費者	残留農薬や加工するときの添加物等安心・安全なものだろうか？日本に入ってくる時の検査等教えてほしいです。国内で生産される作物が出荷される時の検査は厳しいと聞いています。輸入されたものにも同じような検査は出来ないもののでしょうか。	国内に流通する食品については、食品衛生法に基づき、製造基準や食品中に含まれる農薬等(農薬、動物用医薬品、飼料添加物)、食品添加物、微生物などに関する成分規格などの規格基準が定められています。この基準は国産品、輸入品の区別なく国内に流通する食品に適用されます。 また、輸入食品の検査については、前述のとおり、違反の蓋然性に応じた検査を実施しており、違反の蓋然性が高い場合は、生鮮食品であっても輸入の都度、検査を実施しており、検査結果が判明するまで貨物の流通は認められません。
食品流通業者	国産の牛肉に対するBSE対策はトレーサビリティなど厳格に行われるようになりました。一方アメリカ産輸入牛肉に対してはそれほどではありません。違反事例が相次いでいるのに、条件緩和をされるのはどうしてでしょう。国産も輸入牛もリスクは同じと評価したのは、日米双方の「輸出プログラム」が前提にあったからですが、今後、日本並みの検査や調査監視はされないのでしょうか。	米国との間では、まずは日米間で合意した対日輸出プログラムの検証を終了させることが先決です。その検証が終了し、対日輸出プログラムの遵守状況を確認した後に、米側の要請に対して検討することになると考えています。いずれにしても、現在の輸入条件の見直しを行う場合には、改めて食品安全委員会のリスク評価が必要です。
輸入業者	・命令検査施行から解除までの期間(検査の内容について見直しはなされているかどうか) ・モニタリング検査のあり方について	検査命令の解除にあたっては、輸入食品監視指導計画に記載しているとおり、輸出国において原因究明及び再発防止対策の確立がなされ、その有効性が確認された場合、また、検査命令の結果、2年間、300件以上の実施において違反が確認されていない場合には検査命令を解除することとしています。また、検査命令に付いては、年度ごとに見直しを行っております。 検査所で実施するモニタリング検査は、多種多様な輸入食品等の食品衛生上の状況について幅広く監視し、法違反が発見された場合は、輸入時の検査を強化するなどの対策を講じることを目的として実施しているものです。
消費者	・製品になれば分からなくなるが中国産の家畜の飼料については、日本ではどのような状態なのか。 検査所の入荷日から何日位でOKが出るのであろうか。(特に野菜類)	家畜の飼料に関しましては、農林水産省が所管しております。 食品については、食品衛生法上問題がない場合は、届出済み証が交付されますが、届出を行ってから届出済み証が交付される期間については、輸入しようとする品目や検査の有無、検査項目などによって異なります。
消費者	輸入食品の添加物についてお聞かせ下さい。	営業上使用する食品については、食品衛生法に基づき検査所へ、生産国、製造者、原材料、使用添加物、加工方法等について届出なければなりません。これに基づき、検査所では使用されている添加物や加工の方法について確認するとともに、必要に応じて製造者からの書面により確認を行っており、使用が認められていない添加物の使用や認められていない加工の方法を行っている場合には、食品衛生法違反として積戻し又は廃棄等の措置が行われます。
消費者	野菜の保存について、特別な加工等がないか気になります。	また、添加物についても、前述と同様に違反の蓋然性に応じてモニタリング検査や検査命令を実施しており、違反が確認された食品については同様に積戻し又は廃棄等の措置が行われます。
消費者	中国製品(特にウナギ、ほうれん草)など、テレビ映像やニュースで取り上げられ、話題になりましたが、その後の経過や取り締まり規制はどうなっていますか？新たに管理や対策が必要だと思われる食品(商品)や国などありませんか？トランス脂肪酸について、雑誌等にも載っていたりしますが、国としての見解、対策は出ていますか。何か資料があれば欲しいです。	中国産ウナギ、ほうれん草については、引き続き残留動物用医薬品や残留農薬等について検査命令の対象として実施しています。また、その他の食品においても、検査所におけるモニタリング検査の実施、検査結果や海外情報に基づく検査命令を実施しています。検査強化の状況については厚生労働省のホームページに掲載しています(http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html)。 トランス脂肪酸につきましては、食品安全委員会がファクトシートを作成し、その基本的な科学的知見をとりまとめています。日本人の食生活では、トランス脂肪酸の摂取量は少なく、健康への影響は小さいとされております。
消費者	食の安全・安心にかかわる産地国名と使用農薬名及び散布した時期等の表示について、どのようにチェックされているのですか、お尋ねします。	原産地の表示はJAS法により定められており、生鮮食品と生鮮食品に近い加工食品の主な原材料について産地表示が求められています。輸入品の場合は「原産国名」を表示します。 また、景品表示法に基づく「商品の原産国関する不当表示」の規定では、国内で生産された商品について、その商品が国内で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるときは「国産」等と表示すること、または外国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるときは、その原産国名を表示することが必要です。 JAS法における表示のチェック体制については、農林水産省が実施している他、愛媛県では県内に100名の食品表示ウォッチャーを設置し、毎月表示についてモニタリングを行っており、疑義が認められた場合には確認調査を行い、食品販売店舗や製造業者に対して指導・啓発を行っています。
消費者	中国の食品などいろいろ問題となっていますがその安全性について教えてください。	中国産食品については、従来より、輸入時の検査の強化や中国における衛生対策の推進のため中国政府との協議や現地調査等を実施しているところですが、報道にあるような問題を有する中国産食品については、これまでのところ我が国において確認されていませんが、念のため、輸入時検査の強化や中国政府に対し事実関係の確認などを行っているところですが、
消費者	中国産野菜の安全性について	また、輸入業者に対し、輸入しようとする食品等が中国において違法に製造されたものではないこと、原材料や検査データ等が我が国の食品衛生法に適合すること等について改めて確認を行うよう指導しています。
消費者	最近の中国輸入品に驚いています。中国輸入品についての現状をどのように対処されているか。又今後どのように対処されていくのか教えていただきたいと思えます。	厚生労働省としては、今後とも海外情報の収集や輸入時検査体制の整備等に努めることとしており、個別の違反事例や検査命令の実施時の公表にも努めることとしています。
消費者	中国の商品についてたびたび報道がありますが消費者の購入は、どこまで信じて買うことができるのか？	